

商工中金 Biz リンク利用規定  
(2024年4月22日改訂)

目次

第1条 (本サービスの内容)	3
第2条 (本サービスの利用申込み)	3
第3条 (マスターユーザと一般ユーザ)	5
第4条 (個人情報)	5
第5条 (情報利用)	6
第6条 (本サービスの利用環境等)	6
第7条 (パスワード等の管理)	7
第8条 (本人の意思による手続)	8
第9条 (本サービス内容の確認等)	9
第10条 (セキュリティ対策)	9
第11条 (届出事項の変更等)	9
第12条 (免責事項等)	10
第13条 (解約等)	11
第14条 (届出連絡先への通知)	12
第15条 (反社会的勢力の排除)	12
第16条 (本サービスの変更、廃止)	13
第17条 (本サービスの停止)	14
第18条 (規定の準用)	14
第19条 (規定の変更)	14
第20条 (権利、義務の譲渡、質入れの禁止)	14
第21条 (有効期間)	14
第22条 (契約期間)	15
第23条 (準拠法と管轄)	15
第24条 (秘密保持)	15
第25条 (取引情報照会・電子交付サービス)	15
第26条 (書類提出)	17
第27条 (各種お手続)	19
第28条 (電子契約)	22
第29条 (Zaimon (税務申告データによる決算書受付))	24
第30条 (各種ご相談)	26
第31条 (セミナー申込)	26

第32条 (ESG 診断) .....	27
第33条 (財務診断) .....	28
第34条 (お役立ち情報) .....	29

## 商工中金 Biz リンク利用規定

(2024年4月22日改訂)

商工中金 Biz リンク利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社商工組合中央金庫（以下「当金庫」といいます。）が提供する第1条所定のサービスをお客さまが利用する際に、お客さまと当金庫の間で適用される事項を定めたものです。

### 第1条（本サービスの内容）

（1）商工中金 Biz リンク（以下「本サービス」といいます。）とは、当金庫が本サービスの利用を認めたお客さま（以下「契約者」といいます。）が、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（以下「端末」といいます。）を通じて、インターネット等により本規定所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当金庫がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。

（2）本サービスで提供される基本機能は、本サービスにかかる商品・サービス申込みのほか、以下のとおりです。なお、当金庫は本サービスの内容および機能を追加・変更することがあります。

- ①取引情報照会・電子交付サービス
- ②書類提出
- ③各種お手続き
- ④電子契約
- ⑤Zaimon（税務申告データによる決算書受付）
- ⑥各種ご相談
- ⑦セミナー申込
- ⑧ESG 診断
- ⑨財務診断
- ⑩お役立ち情報

（3）本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従います。）をいただく場合があります。この場合の手数料金額は、当金庫所定のものとし、ウェブサイト上で随時確認するものとします。

（4）当金庫は本サービスの利用手数料を契約者に事前に通知することなく新設または改定する場合があります。この場合、第19条の定めに従います。

### 第2条（本サービスの利用申込み）

（1）本サービスの利用申込みは、本規定の内容を承諾し、当金庫所定の必要書類や事項

を充足の上で「商工中金Bizリンク新規利用登録・マスターユーザ変更申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出する等、当金庫所定の方法により行うものとします。

（２）お客さまは、本サービスの契約に際してお客さまを代表する責任者（以下「マスターユーザ」といいます。）１名を当金庫所定の手続により届け出るものとします。

（３）お客さまは、当金庫国内本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座（いずれも円預金に限ります。）の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「商工中金Bizリンク代表口座」といいます。）として申込書において届け出るものとします。お客さまが商工中金Bizリンク代表口座として届け出た口座の印鑑を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用します。ただし、非居住者であるお客さまについては別途当金庫所定の確認方法によるものとします。

（４）本サービスの利用申込みにあたり届け出るメールアドレスは、お客さまの代表者またはお客さまが本サービスを利用する者として書面その他当金庫所定の手続により指定したお客さまの役職員（ただし、お客さまが個人の場合にはお客さま本人に限ります。）

（これらの者を個別にまたは総称して以下「サービス利用者」といいます。）のみが使用することのできるメールアドレスを届け出るものとします。お客さまが法人の場合において届け出るメールアドレスは、お客さまのドメインネームを用いたものであること（ただし、お客さまが独自のドメインネームを有しない等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。）その他の当金庫所定の要件を充足するものでなければならないものとします。

（５）当金庫は、本サービスの利用を希望するお客さまが、当金庫所定の方法によりメールアドレスを登録した場合、当該メールアドレス宛に電子メールにて利用登録申込用のURL等を送信します。ただし、非居住者であるお客さまについては別途定める方法によるものとします。

（６）前項の電子メールを受信したお客さまは、当該電子メールに記載された利用登録申込用のURLより本サービスにかかる所定の登録事項を入力し、新しいパスワードを設定することにより、本サービスの利用を開始することができます。設定するパスワードは生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるものとします。

（７）当金庫は、本サービスの利用を希望するお客さまの取引実績、業務内容等を総合的に判断の上、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。

（８）提出された申込書に不備があった場合には、当金庫は、改めて申込書の提出をお願いする場合があります。この場合、当初提出された申込書については当金庫の判断により廃棄、データ削除その他の処理を行うことがあります。

（９）本サービスの利用申込みをする以前に別途既に本サービスにかかる契約を締結したことがあるお客さまにおいて、第１３条第４項に基づく解約、その他不正の目的にて本サ

ービス利用の事実が認められる場合、またはお客さまが第15条第1項第1号から第5号までもしくは第15条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合には、当金庫は本サービスの利用申込みを承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。

### 第3条（マスターユーザと一般ユーザ）

（1）マスターユーザは、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を一定の範囲で代行する、または本サービスの利用に必要な操作権限等を保有するサービス利用者（以下「一般ユーザ」といいます。）を当金庫所定の手続により登録できるものとします。マスターユーザは第1条第2項記載の取引およびサービスにかかる権限の設定等、一般ユーザの管理を行うものとします。なお、一般ユーザには、その権限に応じて契約者に関する情報が開示されることがあります。

（2）一般ユーザの登録数は、当金庫所定の数を超えることはできません。

（3）当金庫は、当金庫に対し届出のあったメールアドレスに対して電子メールを送信する方法により、一般ユーザ用のユーザIDをお知らせします。

（4）当金庫が契約者に対して本サービスにかかる通知を行う場合、当金庫に対し届出のあった住所、電話番号もしくはメールアドレスに対して、または本サービスにより提供されるウェブサイト上のお知らせ欄への記載により行うこととし、当該通知がなされた場合、マスターユーザおよび一般ユーザ全員に対しても通知がなされたものとみなします。

（5）マスターユーザの変更またはマスターユーザにかかる登録内容の変更については、速やかに当金庫所定の手続により届け出るものとします。当金庫は当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザまたはマスターユーザにかかる登録内容に変更がないとみなすことができるものとし、万一これによって契約者およびサービス利用者に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。また、マスターユーザを変更する前に登録された一般ユーザについては、マスターユーザの変更後も当然には削除されません。一般ユーザの変更が必要な場合には当金庫所定の方法により登録を変更するものとします。

（6）一般ユーザおよび一般ユーザにかかる登録内容の変更については、当金庫所定の方法により行うものとします。当金庫は変更登録処理が完了するまでの間、登録内容に変更がないとみなすことができるものとし、万一これによって契約者およびサービス利用者に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

### 第4条（個人情報）

（1）当金庫は、契約者が本サービスにおいて届け出た個人情報（契約者が法人の場合には、サービス利用者の氏名・所属部署・役職・連絡先電話番号・メールアドレス等、特定

の個人を識別することができる情報、契約者が個人の場合には、サービス利用者の氏名・生年月日・住所・連絡先電話番号・メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。)を以下の目的のために利用できるものとします。

- ①本サービスの利用申込みおよび契約者の管理のため
- ②当金庫内におけるデータ分析や契約者またはサービス利用者向けアンケート実施のため
- ③ウェブサイト上のお知らせ、電子メール送信、ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、当金庫または当金庫グループ会社、提携会社の金融商品やサービスに関する手続状況や情報の通知およびご提案のため
- ④当金庫グループ会社が運営するウェブサイトへのシングルサインオンサービス提供のため
- ⑤契約者との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑥第5条に定めるとおり、本サービス以外の当金庫金融商品またはサービスの利用申込みおよび利用を円滑にするため
- ⑦その他、前各号のために第三者提供することを含め、本サービスの利用を円滑にするため

(2) 契約者は、個人情報の提供にあたり、事前に対象となる個人情報の本人の同意を得るものとし、本サービスの利用に際しては、かかる個人の同意が得られていることを表明し、保証します。

(3) 当金庫は、提供のあった個人情報については、本人の同意を得た上で当金庫に提供されたものとして取り扱います。

#### 第5条 (情報利用)

当金庫は、契約者が本サービスの利用申込みまたは利用のために当金庫に対し届け出た情報および契約者が画面上で入力した情報(前条の個人情報を含みます。)ならびに契約者が本サービスを利用することにより生じた閲覧情報およびクッキー情報を、以下の目的のために利用できるものとします。

- ①契約者のサービス利用状況を踏まえた本サービスの改善のため
- ②契約者の本サービス上での行動データを踏まえた当金庫または当金庫グループ会社の営業活動への活用のため
- ③本サービス以外の当金庫金融商品またはサービスの申込みおよび利用を円滑にするため
- ④前各号の目的で第三者に提供するため。ただし、個人関連情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条第7項)については、提供先の第三者は他の情報とあわせて個人を特定することはしないものとします。

#### 第6条 (本サービスの利用環境等)

(1) サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、下記の利用環境を備えた端末また

は当金庫所定の方法を用いて行うものとします。

【デスクトップおよびラップトップ】

プラットフォーム (OS)	アプリケーション
Windows10,11	Microsoft Edge (Chromium版、最新の安定ブラウザバージョン)
Windows10,11	Chrome (最新の安定ブラウザバージョン)

【モバイルデバイス】

プラットフォーム (OS)	アプリケーション
Android	Chrome (最新の安定ブラウザバージョン)
iOS	Safari (最新の安定ブラウザバージョン)

(2) サービス利用者が使用する端末、ソフトウェア等によっては、本サービスを利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを利用するにあたり必要となる端末およびソフトウェア等に関して、自らの責任において、準備、管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、当金庫はこれらについて、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き一切の責任を負いません。

(3) 本サービスの利用可能時間は、当金庫所定の利用可能時間とします。ただし、当金庫は、この利用可能時間を、契約者およびサービス利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(4) 回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者およびサービス利用者に予告することなく、当金庫は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

(5) 日本国外から本サービスを利用する場合は、サービス利用者は、当該外国の法令、制度、通信事情等についてサービス利用者自身の責任と判断で事前に確認するものとします。また、当該外国各国の法令、制度、通信事情その他の事由によりサービス利用者が本サービスを利用したこと、または本サービスの全部もしくは一部を利用できなかったことに伴い、契約者またはサービス利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負わないことを理解し、承諾するものとします。

(6) 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当金庫からの通知により本サービスの一時利用中止、または解約を行うことができます。

## 第7条 (パスワード等の管理)

(1) 契約者は、本サービスの利用に当たり、本サービスのログイン時にご本人であることを確認するためのパスワード (以下「ログインパスワード」といいます。) および、一

部手続の実施時に追加で必要となるパスワード（以下「追加パスワード」といいます。）を当金庫所定の方法により届け出るものとします。

（２）ログインパスワード、追加パスワード（以下「パスワード等」といいます。）については、それぞれ異なるパスワードを設定した上で、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。契約者は、パスワード等をサービス利用者以外の者には一切開示しないものとし、またサービス利用者が自身のパスワード等を他人に開示することがないよう管理または管理させるものとします。

（３）パスワード等を失念した場合、または盗用その他不正使用のおそれがある場合は、サービス利用者は、パスワード等の変更手続を行う等当金庫所定の手続を直ちにとるものとします。また本項に該当するサービス利用者の内、第２８条に定めるシングルサインオン機能の利用が可能なサービス利用者および株式会社商工中金経済研究所（以下「商工研」といいます。）の会員であるサービス利用者については、商工中金電子契約サービスおよび商工研の会員サービスについても、パスワード等の変更手続を行う等当金庫所定の手続を直ちにとるものとします。

（４）当金庫において不正または不適切な使用のおそれがあると認める場合は、当金庫は契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された者が利用を再開するためには、当金庫所定の手続をとるものとします。

（５）サービス利用者がパスワード等を変更する場合は、当金庫所定の手続により届け出るものとします。

#### 第８条（本人の意思による手続）

（１）本サービスの利用にあたっては、端末からユーザID、ログインパスワード、必要な場合は追加パスワードを正確に入力するものとします。端末から通知されたユーザID、ログインパスワード、必要な場合は追加パスワードと、当金庫に登録されているユーザID、ログインパスワード、必要な場合は追加パスワードが一致した場合、当該端末による本サービスの利用は、第三者による場合であっても契約者による前条第３項の手続完了前の場合には、契約者の意思によるものとみなします。

（２）本サービスによる取引の依頼その他本サービスにかかるウェブサイト上の意思確認は、前項に記載した本人確認が終了後、サービス利用者が取引に必要な所定事項を、画面上での確認ボタン等のクリック等当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

（３）法人が契約者の場合におけるサービス利用者による本サービスの利用は、契約者である法人の意思によるものとみなします。

（４）当金庫が本サービスにかかる各種サービスの利用の依頼を受付するにあたっては、サービス利用者に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当金庫の指定する方法で了承する旨を当金庫に回答するものとしま



す。この回答を当金庫が受信した時点で依頼内容が確定したものとし、各サービスの手続を行います。当金庫がこの回答を受信しなかった場合は、再度依頼の手続を取るものとします。

(5) サービス利用者は、前項に定める本サービスにかかる各種サービスにおいて、実施結果および依頼内容の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかに照会するものとします。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第9条（本サービス内容の確認等）

(1) 本サービスで提供される各種サービスについて、サービス利用者はウェブサイト上のお知らせ欄への通知や電子メールおよび各サービスにかかる詳細画面上の情報等により、当該サービスの受付状況および利用内容を確認するものとします。なお、本サービスにより依頼した各種サービスについて、当金庫はその実施後に当該サービスの明細を記載した書面の交付は行いません。

(2) 本サービスで提供される各種サービスの内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

#### 第10条（セキュリティ対策）

契約者は、サービス利用者を利用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施した上で本サービスを利用させることとします。

#### 第11条（届出事項の変更等）

(1) 契約者は、契約者およびサービス利用者の氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他の届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合は、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届け出るものとします。

(2) 契約者は、以下の事由が生じた場合には直ちに当金庫に届け出るものとします。

①契約者またはサービス利用者へ相続の開始があった場合（契約者が個人の場合において、契約者について相続の開始があった場合には、当該契約者の地位を承継した者が届け出るものとします。）

②契約者またはサービス利用者が破産手続開始の決定を受けた場合

③契約者またはサービス利用者が後見開始、補佐開始、補助開始の審判を受けた場合

④前各号に定めるほか、サービス利用者としての権限を喪失した場合

(3) 契約者は、サービス利用者を変更する場合、当金庫所定の手続によりその旨を当金庫に届け出るものとします。

(4) 届出事項の変更は、当金庫所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じない

ものとし、契約者が本条に定める届出を失念、懈怠したことにより契約者に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第12条（免責事項等）

（1）次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能、取扱の遅延等により契約者に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

- ①天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき。
- ②当金庫が相当の安全管理措置を講じたにもかかわらず、通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③当金庫が相当の安全管理措置を講じたにもかかわらず、電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏えい、または通信業者のシステム障害等が生じたとき。
- ④システムの点検・保守または技術上もしくは運用上の理由等により、緊急に本サービスに関するシステムの停止を必要とするやむを得ない事情があるとき。
- ⑤その他、当金庫の責めに帰することができない事由が生じたとき。

（2）契約者の申請内容の誤りおよび契約者が速やかな届出事項の変更、解約等を怠ったことにより契約者に生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。

（3）当金庫が、パスワード等の一致を確認し取扱いをした場合は、パスワード等につき不正使用、盗用および通信電文改ざん、盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。また、当金庫は、サービス利用者が、パスワード等の入力を当金庫所定の回数以上失敗した場合その他当金庫がパスワード等の不正利用のおそれがあると判断した場合には、当該パスワード等の利用停止措置（以下「利用停止措置」といいます。）をとれるものとし、この場合、当該利用停止措置の解除を行わない限り、サービス利用者は本サービスを利用できず、また、当金庫は当該利用停止措置に起因して契約者に生じた損害について、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。

（4）契約者が提出した書面等に使用された印影を当金庫が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

（5）法令、規則、行政庁の命令、当局検査等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合、当金庫は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令、当局検査等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合

を除き当金庫は一切の責任を負いません。

(6) 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および任意の二要素認証の提供等、本サービスにおいて当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(7) 前各項に定めるもののほか、本サービスを利用したことによる損害は、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。

### 第13条（解約等）

(1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。当金庫に対する解約の通知および手続は当金庫所定の方法によるものとします。なお、当金庫は解約に際し、本サービスを利用して実施した取引等にかかる電磁的記録または書面を交付しないものとします。また解約の通知時点で処理が完了していない本サービスの利用による取引等について、当金庫はその処理を完了する義務を負いません。

(2) 前項の解約の効力は、当金庫所定の方法により当金庫が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害については、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

(3) 契約者またはサービス利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当金庫はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行される破産処理に関する法令に基づく破産手続開始の申立てがあった場合

② 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申立てがあった場合

③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

④ 前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当金庫が判断した場合

⑤ 解散その他営業活動を休止した場合

⑥ 本規定に定める届出の内容に虚偽の内容があることが判明した場合

⑦ 契約者またはサービス利用者が不正な取引を行ったと当金庫が判断した場合

⑧ 契約者もしくはサービス利用者が法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当金庫が判断した場合

⑨ 本規定、約定書その他契約者が当金庫との間で締結している約定、契約その他の合意に違反した場合等、当金庫が解約を必要と判断する事由が生じた場合

⑩ 契約者が個人の場合において契約者について相続の開始があった場合

⑪ 当金庫の事前の承諾なく、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡または合併、会社分

割、その他重要な組織再編の決定をした場合

⑫当金庫所定の期間にわたり本サービスの利用がない場合

⑬前各号に定めるほか、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合

(4) 契約者またはサービス利用者に前項各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を契約者が予め届け出た住所へ発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。本項により本サービスの利用契約が解約された場合においても、第1項の規定が適用されるものとします。

(5) 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第14条 (届出連絡先への通知)

(1) 当金庫は契約者またはサービス利用者に対し、利用内容等について通知、照会、確認を行うことがあります。その場合、契約者が当金庫に届け出た住所、電話番号、メールアドレス等を連絡先として行うほか、本サービスにより提供されるウェブサイト上のお知らせ欄への記載により行うことができるものとします。

(2) 当金庫が前項に基づく通知、照会または確認を発信または発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 契約者が当金庫からウェブサイト上のお知らせ欄への通知または電子メールを受信した場合、当金庫は契約者が当該通知または電子メールを確認し、内容を了解したとみなすことができるものとします。

(4) 前項の通知または電子メールによる通信の内容を第三者が知得したことにより契約者に生じた損害については、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

(5) 当金庫は当金庫および関連会社の商品案内等の情報提供をウェブサイト上のお知らせ欄への通知または電子メールにより行うことができるものとします。

#### 第15条 (反社会的勢力の排除)

(1) 契約者およびサービス利用者は、自らまたはその役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいづ

れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 契約者およびサービス利用者は、自らまたはその役員が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 契約者またはサービス利用者が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約者またはサービス利用者が本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、契約者またはサービス利用者は当金庫からの通知によって、本サービスの利用契約が直ちに解約されるものとします。なお、契約者またはサービス利用者が本サービスの利用にあたり届け出た内容に限らず、当金庫への一切の届出事項の変更の届出を怠る、あるいは契約者またはサービス利用者が当金庫からの通知を受領しない等契約者またはサービス利用者の責めに帰することができる事由により通知が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に本サービスの利用契約が解約されるものとします。

(4) 前項の定めにより当金庫が契約を解約した場合、契約者またはサービス利用者は当金庫が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとします。

(5) 当金庫が第3項の規定により本サービスの利用契約を解約したことにより契約者またはサービス利用者に損害が生じても、当金庫はその賠償の責めを負わないものとします。

#### 第16条 (本サービスの変更、廃止)

当金庫は、本規定で定める場合のほか、当金庫の都合等により本サービスの内容の変更または本サービスを廃止することがあります。この場合、契約者は、当金庫に対し一切の異

議を述べないものとします。また本サービスの内容の変更または廃止により損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰することができる事由がある場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第17条（本サービスの停止）

（1）当金庫は、以下の各号のいずれかにより本サービスの一部または全部を停止することがあります。

①定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて契約者に通知またはウェブサイトで公表すること。

②前号以外に緊急のセキュリティ対策のために必要な臨時の停止期間を定めて契約者に通知またはウェブサイトで公表すること。

（2）当金庫は、前項第2号により本サービスの一部または全部を停止しようとするにあたり、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむを得ない事由があるときは、事後速やかに契約者に通知またはウェブサイトで公表を行うことができます。

#### 第18条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当金庫所定の約束手続、対象取引における定め、その他当金庫所定の各関連規定により取り扱うものとします。

#### 第19条（規定の変更）

（1）当金庫は、民法第548条の4の規定に基づき、本規定を変更できるものとします。

（2）当金庫は、前項の定めにより本規定を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当金庫ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容および効力発生日を周知するものとします。

（3）本規定が当金庫の店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されており、その内容が当金庫ウェブサイトに掲載された本規定と相違するときは、当金庫ウェブサイトに掲載された本規定によるものとします。

#### 第20条（権利、義務の譲渡、質入れの禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける地位ならびに本規定に関連して発生する権利および義務の全部または一部を他人に譲渡、承継、質入れその他一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第21条（有効期間）

本規定の有効期間は本サービスの利用申込日から1年間とし、契約者もしくはサービス利用者または当金庫から特に申出のない限り、期間満了の翌日から1年間継続されるものと

し、以降も同様とします。

## 第22条（契約期間）

本サービスの契約の当初契約期間は利用申込日から1年間とし、契約期間満了までに契約者もしくはサービス利用者または当金庫から解約の申出をしない限り、期間満了後の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

## 第23条（準拠法と管轄）

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第24条（秘密保持）

（1）契約者およびサービス利用者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当金庫の情報を第三者に漏えいしないものとします。

（2）契約者およびサービス利用者が、当金庫より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供すること、および複製・改変することを禁止します。

## 第25条（取引情報照会・電子交付サービス）

（1）取引情報照会・電子交付サービスとは、サービス利用者が当金庫所定の貸付口座（以下、個別にまたは総称して「対象口座」といいます。）および関連する取引のデータを、サービス利用者のコンピュータ等の端末から本サービスを介して照会できるサービスです。なお、取引情報照会・電子交付サービスの内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

（2）取引情報照会・電子交付サービスの対象口座は、契約者名義の口座のうち、当金庫が定めたものとします。

（3）取引情報照会・電子交付サービスにより電子交付する書類は、当金庫所定の書類とします。

（4）前項に定める対象書類の電子交付を新たに追加する場合または電子交付を終了する場合、当金庫はウェブサイト上での掲載等の相当な方法で契約者およびサービス利用者公表するものとし、法令等上契約者から承諾を得る必要がある場合には、法令等に従い契約者から承諾を取得するものとします。

（5）当金庫は以下の条件のもとに、サービス利用者に対し取引情報照会・電子交付サービスを提供するものとします。

①サービス利用者は、対象書類を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェ

アを用意していること。

②サービス利用者は、取引情報照会・電子交付サービスを利用するために必要な OS 等をサービス利用者の端末に用意していること。

③用意している端末の画面横幅が PC の場合 1,280px 以上、スマートフォンの場合 375px 以上であること。条件を満たさない、画面サイズが小さい端末では、取引情報照会・電子交付サービスを利用できないことがあります。

(6) 取引情報照会・電子交付サービスは、当金庫の電子計算機に備えられた契約者ファイルに記録された記載事項または閲覧ファイル（当金庫の電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の契約者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された記載事項を、電気通信回線を通じ本サービス画面で閲覧することにより行います。

(7) 前項のサービス提供はPDFファイルにより行います。サービス利用者は用意したPDFファイル閲覧ソフトウェアを使用して閲覧するものとします。

(8) 電子交付された対象書類は、当該記載事項が閲覧可能となった日から、対象書類ごとに定めたウェブサイト上に掲示する期間閲覧することができます。

(9) 前項に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、当金庫は当該対象書類を消去することができるものとします。

①当金庫が当該対象書類を印刷した紙媒体により交付する場合

②当該対象書類について契約者から消去に対する承諾があった場合

③第5項の利用停止条件のいずれかに該当する場合または電子書面の正確性を確保する場合等、当金庫がやむを得ないものと判断する場合

(10) マスターユーザは一般ユーザが取引情報照会・電子交付サービスを閲覧するために、一般ユーザごとに権限を付与しなければならないものとします。

(11) 契約者またはサービス利用者は、取引情報照会・電子交付サービスの利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

①取引情報照会・電子交付サービスを第三者に利用させる行為

②取引情報照会・電子交付サービスに関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為

③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為

④契約者以外の第三者の口座番号およびパスワードその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為

⑤取引情報照会・電子交付サービスの運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為、その他態様のいかなを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ取引情報照会・電子交付サービスその他の本サービスのリンクを貼る行為



⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不適当と判断した行為

(12) 契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は契約者またはサービス利用者へ通知することなく、取引情報照会・電子交付サービスを利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が前項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第5項に定める提供条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更へ反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスの解約条件に該当した場合

⑤当金庫の判断により、すべての契約者に対し、第1項に規定する取引情報照会・電子交付サービスの提供を終了した場合

(13) 契約者またはサービス利用者が本サービスを解約した場合または当金庫所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、取引情報照会・電子交付サービスの利用も終了します。

(14) 次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①当金庫が第3項に掲げる対象書類の種類によって、取引情報照会・電子交付サービスの対象としない場合

②当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等がメンテナンスを行うために、取引情報照会・電子交付サービスが一時的に利用できない場合

③第9項に定める対象書類の消去

④第12項に定める取引情報照会・電子交付サービスの利用停止

⑤当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等による取引情報照会・電子交付サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑥地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

## 第26条（書類提出）

(1) 書類提出とは、サービス利用者が、本サービス上で当金庫あてに融資関連の書類や電子手続に対応している書類を、サービス利用者の端末から本サービスを介して提出できるサービスです。

(2) 書類提出で提出できる書類は、随時追加・変更・削除する場合があります。

(3) 当金庫は以下の条件のもとに、契約者またはサービス利用者に対し書類提出を提供するものとします。

- ①サービス利用者が本サービスを申し込んでおり、利用できる環境にあること。
- ②サービス利用者が、対象書類を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアを用意していること。
- ③書類をダウンロードすることができる環境を用意していること。
- ④サービス利用者が、本サービスを利用するために必要なOS等をサービス利用者の端末に用意していること。
- ⑤用意している端末の画面横幅がPCの場合1,280px以上、スマートフォンの場合375px以上であること。条件を満たさない、画面サイズが小さい端末では、書類提出を利用できないことがあります。

(4) 書類提出は下記のとおり利用するものとします。

- ①本サービスのトップページより書類提出パネルを押下し、書類のご提出タブから提出する書類をアップロードして提出するものとします。
- ②提出後、当金庫がこれを受け付けて当金庫所定の方法により処理することにより、当該書類にかかる手続きが完了します。
- ③提出された書類に不備がある場合や、個別に確認事項がある場合には、届出の連絡先に連絡する場合があります。サービス利用者は、必要に応じて書類の再提出等を行うものとします。
- ④手続状況は、本サービスのトップページより各種お手続きパネルを押下し、ご提出済書類タブから確認できます。
- ⑤書類の提出後は、提出の取消しはできません。
- ⑥書類の提出後、事務処理の完了を待たず本サービスを解約した場合、事務処理は継続されます。ただし、不備があった場合、電子メールによる連絡ができないため事務処理が完了しないことがあります。

(5) マスターユーザは、一般ユーザが書類提出を利用するために、一般ユーザごとに権限を付与しなければならないものとします。

(6) サービス利用者は書類提出のご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- ①書類提出を第三者に利用させる行為
- ②書類提出に関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本条に定める利用方法以外の行為
- ③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為
- ④サービス利用者以外の第三者の口座番号およびパスワードその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為
- ⑤書類提出の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利もしくは財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為もしくは書類提出、または当金庫もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、当金庫もしくは第三者になりすます行為、

その他態様のいかなを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ書類提出その他の本サービスのリンクを貼る行為

⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不相当と判断した行為

(7) 契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は、契約者に通知することなく、書類提出を利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が第6項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第3項各号に定める提供条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本サービス利用規定に定める本サービスのサービス解約条件に該当した場合

(8) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべての契約者に対し、第1項に規定する書類提出の提供を終了することができます。

(9) 契約者が本サービスを解約した場合、または所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、書類提出の利用も終了します。

(10) 次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、書類提出が一時的に利用できない場合

②第7項および第8項に定める書類提出の利用停止または第9項に定める書類提出の利用終了

③当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等による書類提出の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

④地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

## 第27条 (各種お手续)

(1) 各種お手续とは、サービス利用者が、本サービス上で契約者の届出事項の変更申込みおよび当金庫が規定する書式のダウンロードを、サービス利用者の端末から本サービスを介して実行できるサービスです。ただし、サービス利用者の端末から本サービスを介して変更の申込みや書式のダウンロードを行ったのみでは届出事項の変更および当該書式による手続は完了せず、かかる申込みの後に、契約者またはサービス利用者において必要書

類につき印刷・押印等の上で郵送いただき、当金庫がかかる郵送を受け付けて当金庫所定の方法で処理することにより完了します。

(2) 各種お手続の届出事項変更の対象口座は、契約者が事前に届け出た契約者名義の口座を持つ支店と、その他当金庫所定の条件を満たした支店の口座とします。

(3) 各種お手続で変更の申込みができる届出事項は、契約者の「住所」「名称・組織」「届出印」「電話番号」「代表者」です。その他の届出事項の変更を希望する場合、店頭での手続が必要です。

(4) 当金庫は以下の条件のもとに、サービス利用者に対し各種お手続を提供するものとします。

- ① サービス利用者が本サービスを申し込んでおり、利用できる環境にあること。
- ② サービス利用者が、対象書類を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアを用意していること。
- ③ 書類のダウンロード・印刷することができる環境を用意していること。
- ④ サービス利用者が、本サービスを利用するために必要な OS 等をサービス利用者の端末に用意していること。
- ⑤ 用意している端末の画面横幅が PC の場合 1,280px 以上、スマートフォンの場合 375px 以上であること。条件を満たさない、画面サイズが小さい端末では、各種お手続きを利用できないことがあります。

(5) 届出事項の変更申込みは下記のとおり利用するものとします。

- ① 本サービスのトップページより各種お手続パネルを押下し、届出事項の変更タブから変更する届出事項の内容を入力するものとします。
- ② 入力後、当金庫から郵送する書類に必要事項を記入・届出印を押印の上で、所定の書類を添えて送付状記載の宛先に返送するものとします。当金庫がかかる郵送を受け付けて当金庫所定の方法により処理することにより、届出事項の変更が完了します。
- ③ 郵送された書類に不備がある場合や、個別に確認事項がある場合には、申込時に指定した連絡先に連絡する場合があります。
- ④ 必要書類は必ず所定の宛先に郵送するものとします。また、他サービスの書類送付はできません。万が一、これらの書類が郵送された場合は、契約者またはサービス利用者宛に返却することがあります。
- ⑤ 手続状況は、本サービスのトップページより各種お手続パネルを押下し、ご提出済み書類タブから確認できます。
- ⑥ 届出内容や変更内容の字体や文字数によって、正しく表示できない場合がありますが手続は可能です。
- ⑦ 当金庫との取引内容によっては、法人番号確認資料が必要になります。また、別途郵送での書類の提出や店頭での手続が必要となる場合があります。
- ⑧ 書類到着後、約5営業日で対象口座の届出事項の変更の手続は完了します。手続が完了

するまで、新たな申込みはできません。

⑨書類の郵送後は、届出事項変更の申込みの取消しはできません。

⑩書類の郵送後、事務処理の完了を待たず本サービスを解約した場合、事務処理は継続されます。ただし、不備があった場合、メール連絡ができないため届出内容の変更が反映されないことがあります。

(6) 書式のダウンロードは下記のとおり利用するものとします。

①本サービスのトップページより各種お手续パネルを押下し、書類様式ダウンロードタブから必要書類をダウンロードするものとします。

②書類をダウンロード後、印刷し、必要事項を記入・届出印を押印の上で、取引店等書類ごと所定の宛先に郵送するものとします。当金庫がかかる郵送を受け付けて当金庫所定の方法により処理することにより、当該書類にかかる手続が完了します。

(7) マスターユーザは、一般ユーザが各種お手续を利用するために、一般ユーザごとに権限を付与しなければならないものとします。

(8) サービス利用者は各種お手续のご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

①各種お手续を第三者に利用させる行為

②各種お手续に関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本条に定める利用方法以外の行為

③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為

④サービス利用者以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為

⑤各種お手续の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為もしくは各種お手续、または当金庫もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、当金庫もしくは第三者になりすます行為、その他態様のいかなを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ各種お手续その他の本サービスのリンクを貼る行為

⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不相当と判断した行為

(9) 契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は、契約者に通知することなく、各種お手续を利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が前項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第4項各号に定める提供条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスのサービス解約条件に該当した場合

(10) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべての契約者に対し、第1項に規定する各種お手续の提供を終了することができます。

(11) 契約者が本サービスを解約した場合、または所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、各種お手续のご利用も終了します。

(12) 次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①第5項に定める事項に該当し、各種お手续を利用できない場合があること。

②当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、各種お手续が一時的に利用できない場合があること。

③第9項および第10項に定める各種お手续の利用停止または第11項に定める各種お手续の利用終了

④当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的增加等による各種お手续の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑤地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

## 第28条 (電子契約)

(1) 電子契約とは、サービス利用者が、当金庫が提供する商工中金電子契約サービス(以下「対象サービス」といいます。)と、本サービス間にて、シングルサインオン機能を利用できるサービスです。

(2) 電子契約の利用にあたっては、対象サービスでの利用登録手続が完了し、ログイン可能な状態となっていることが必要となります。また、対象サービスを利用するためには、契約者またはサービス利用者の本人確認情報を含む所定の情報を当金庫に提供し、提供された当該情報が当金庫側の所定の情報と一致している必要があります。

(3) 前項にて当金庫に提供された所定の情報が、対象サービス内での所定の情報と一致しない場合や、対象サービス側の利用状況によっては、電子契約の利用ができず、対象サービス側における通常のログイン手続等が必要となる場合があります。

(4) 前項にて当金庫に提供された所定の情報が、対象サービス内での所定の情報と一致し、電子契約の利用が可能な場合に、当該サービスの利用を行わず、対象サービス側における通常のログイン手続を選択することはできません。

(5) 契約者またはサービス利用者は、電子契約の利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

①電子契約を第三者に利用させる行為

②電子契約に関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為

③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為

④契約者以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為

⑤電子契約の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ）を侵害する行為、その他態様のいかんを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ電子契約その他の本サービスのリンクを貼る行為

⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不相当と判断した行為

（6）契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は契約者に通知することなく、電子契約を利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が第5項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第2項に定める利用条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスの解約条件、または個別サービスの各種規定において別途定める解約条件に該当した場合

⑤当金庫の判断により、すべての契約者に対し、第1項に規定する電子契約の提供を終了した場合

（7）契約者が本サービスまたは対象サービスのいずれかを解約した場合または当金庫所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、電子契約の利用も終了します。

（8）次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①第2項および第3項に該当し、電子契約が利用できない場合

②本サービス、電子契約、または対象サービスにおいて、契約者またはサービス利用者が入力・設定した情報の全部または一部に虚偽、誤り、または記載漏れがあったことにより、電子契約が利用できない場合

③当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、電子契約が一時的に利用できない場合

④第6項に定める電子契約の利用停止または第7項に定める電子契約の利用終了

⑤当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等によるシングルサインオン機能の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑥地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

第29条 (Zaimon (税務申告データによる決算書受付))

(1) Zaimon (税務申告データによる決算書受付) とは、サービス利用者が、本サービス上で e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) にて電子申告した税務申告データを、インターネットを介して当金庫に提出するためのサービス (以下「Zaimon」といいます。) であり、株式会社 NTT データ (以下「NTT データ」といいます。) が当金庫に提供する Zaimon e-Tax データ受付サービス (以下「外部連携サービス」といいます。) を利用するものです。

(2) Zaimon の利用にあたっては、本サービスおよび外部連携サービスでの利用登録手続きが完了し、ログイン可能な状態となっていることが必要となります。また、Zaimon を利用するためには、契約者またはサービス利用者の e-Tax 利用者識別番号を含む所定の情報を当金庫に提供し、提供された当該情報が外部連携サービスの登録情報と一致している必要があります。

(3) 前項にて当金庫に提供された所定の情報が、外部連携サービス内での所定の情報と一致しない場合や利用状況によっては、Zaimon の利用ができず、Zaimon 側における初期登録手続等が必要となる場合があります。

(4) 契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、NTT データが当金庫に提供する外部連携サービスを利用するものとし、Zaimon の利用にあたり、次の各事項を承諾するものとします。

①外部連携サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を NTT データに委託すること。

②e-Tax 利用者識別番号、および当金庫が契約者またはサービス利用者を識別するための番号等の情報が NTT データに提供されること。

③Zaimon の画面に入力される情報、Zaimon により当金庫に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと。

④e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) へのログインの手順が Zaimon を介して外部連携サービスにより行われること。

⑤NTT データが外部連携サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること、また、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者に契約者またはサービス利用者の情報が提供されること。

⑥Zaimon の入口となる本サービスに登録済のデータで、Zaimon 経由で送信する e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) データと契約者またはサービス利用者を関連付けるための情報(ログイン ID、企業住所、電話番号等)を NTT データに提供すること。

(5) 契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、税理士に e-Tax (国税庁



「国税電子申告・納税システム」) データの代理送信を依頼することができます。契約者またはサービス利用者の税務申告を e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) に代理申告した顧問税理士は、代理申告した e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) データに限り、契約者またはサービス利用者に代わり当金庫に送信できます。代理送信は、契約者またはサービス利用者の Zaimon の利用申込が完了していることが前提となります。顧問税理士は、NTT データが提供する外部連携サービスの税理士専用ホームページにアクセスし、初期登録を完了すれば代理送信できます。契約者またはサービス利用者が顧問税理士に代理送信を委任したか否かにかかわらず、当該税理士は、契約者またはサービス利用者の e-Tax (国税庁「国税電子申告・納税システム」) データを当金庫に送信することができます。

(6) 契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- ①Zaimon を第三者に利用させる行為
- ②Zaimon に関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為
- ③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為
- ④契約者またはサービス利用者以外の第三者の e-Tax 利用者識別番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為
- ⑤Zaimon の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産(知的財産権を含みます。以下同じ)を侵害する行為、その他態様のいかんを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為
- ⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ Zaimon、その他の本サービスのリンクを貼る行為
- ⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不相当と判断した行為

(7) 契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は契約者に通知することなく、Zaimon を利用停止することができるものとします。

- ①契約者またはサービス利用者が第6項各号に違反した場合
- ②契約者またはサービス利用者が第2項に定める利用条件のいずれかを満たさなかった場合
- ③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合
- ④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスの解約条件、または個別サービスの各種規定において別途定める解約条件に該当した場合
- ⑤当金庫の判断により、すべての契約者に対し、第1項に規定する Zaimon の提供を終了した場合

(8) 契約者が本サービスまたは Zaimon のいずれかを解約した場合または当金庫所定の

方法により利用取止めの申出を行った場合、Zaimon の利用も終了します。

(9) 次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①第2項および第3項に定める条件のいずれかを満たさず、Zaimon が利用できない場合

②本サービスまたは Zaimon において、契約者またはサービス利用者が入力・設定した情報の全部または一部に虚偽、誤り、または記載漏れがあったことにより、Zaimon が利用できない場合

③当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、Zaimon が一時的に利用できない場合

④第7項に定める Zaimon の利用停止または第8項に定める Zaimon の利用終了

⑤当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等によるシングルサインオン機能の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑥地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

### 第30条 (各種ご相談)

(1) 各種ご相談とは、サービス利用者が、本サービス上で法務・税務・財務・労務・知的財産権等の疑問について、商工研を通じ、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士等)に相談できるサービスです。

(2) 各種ご相談で相談できる内容は、随時追加・変更・削除する場合があります。

(3) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべてのサービス利用者に対し、第1項に規定する各種ご相談の提供を終了することができます。

(4) サービス利用者が各種ご相談の利用にあたり、商工研が定める各種規約に反した場合、当金庫はサービス利用者へ通知することなく、各種ご相談の利用を停止することができます。また、それにより生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

### 第31条 (セミナー申込み)

(1) セミナー申込みとは、サービス利用者が、本サービス上で当金庫や商工研等当金庫グループが主催するセミナー情報を閲覧し、セミナーの参加を申込みできるサービスです。

(2) セミナー申込に係る内容は、随時追加・変更・削除する場合があります。

(3) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべてのサービス利用者に対し、第1項に規定するセミナー申込みの提供を終了することができます。

### 第32条 (ESG 診断)

(1) ESG 診断とは、サービス利用者が、本サービス上で「ESG 診断ツール」を利用するサービスです。

(2) ESG 診断の利用にあたっては、本サービスの利用登録手続きが完了し、ログイン可能な状態となっていることが必要となります。

(3) 契約者またはサービス利用者は、ESG 診断の利用にあたり、次の各事項を承諾するものとします。

① ESG 診断ツールは、当金庫および株式会社船井総合研究所（以下「船井総研」といいます。）と共同で開発を行ったものであり、著作権その他知的財産権は船井総研に帰属します。

② 当金庫は、診断内容の高度化等サービスの改善・データ分析に活用するため、ESG 診断の回答内容(アンケートシートを含む。)および契約者またはサービス利用者に関する情報（所在地(市町村まで)・業種・売上高・資本金・従業員数、契約者またはサービス利用者が認める場合は会社名・住所・連絡先)を匿名化した上で、船井総研に提供します。

③ ESG 診断の診断項目・診断レポートについて、当金庫および船井総研の明示的な許可なしに複製し、譲渡し、改変または公表してはなりません。また、いかなる目的でも診断項目を利用し、または診断レポートを契約者またはサービス利用者が自社の経営を改善する目的以外で使用することはできません。

④ ESG 診断は、診断項目および診断結果の正確性、信頼性、網羅性、完全性を保証するものではなく、診断の結果に基づいて契約者またはサービス利用者が行ったいかなる意思決定についても当金庫および船井総研は一切責任を負いません。

⑤ 当金庫および船井総研は、ESG 診断の利用に基づき被ったいかなる損害についても一切その責任を負いません。

⑥ ESG 診断の実施・回答の有無によって、当金庫との取引関係に影響はありません。

(4) 契約者またはサービス利用者は、ESG 診断の利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

① ESG 診断を第三者に利用させる行為

② ESG 診断に関する複製、改編、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為

③ 日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為

④ 契約者またはサービス利用者以外の第三者の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為

⑤ ESG 診断の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ）を侵害する行為、その他態様のいかなるを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥ 前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ ESG 診断、そ

の他の本サービスのリンクを貼る行為

⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不相当と判断した行為

(5) 契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は契約者に通知することなく、ESG 診断を利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が前項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第2項に定める利用条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第19条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスの解約条件、または個別サービスの各種規定において別途定める解約条件に該当した場合

⑤当金庫の判断により、すべての契約者に対し、第1項に規定する ESG 診断の提供を終了した場合

(6) 契約者が本サービスまたは ESG 診断のいずれかを解約した場合または当金庫所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、ESG 診断の利用も終了します。

(7) 次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①第2項に定める条件のいずれかを満たさず、ESG 診断が利用できない場合

②本サービスまたは ESG 診断において、契約者またはサービス利用者が入力・設定した情報の全部または一部に虚偽、誤り、または記載漏れがあったことにより、ESG 診断が利用できない場合

③当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、ESG 診断が一時的に利用できない場合

④第5項に定める ESG 診断の利用停止または第6項に定める ESG 診断の利用終了

⑤当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等によるシングルサインオン機能の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑥地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

### 第33条（財務診断）

(1) 財務診断とは、サービス利用者が、本サービス上で当金庫取引先データをもとに算出した財務診断レポートが受けられるサービスです。出力結果については、何らの契約の条件提示を行うものではなく、当金庫の企業審査判断等と必ずしも連動するものでもございません。

(2) 財務診断に係る内容は、随時追加・変更・削除する場合があります。

(3) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべてのサービス利用者に対し、第1項に規定する各種ご相談の提供を終了することができます。

(4) サービス利用者が財務診断レポート表紙に記載の免責事項に反した場合、当金庫はサービス利用者へ通知することなく、財務診断の利用を停止することができるものとします。また、それにより生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

#### 第34条（お役立ち情報）

(1) お役立ち情報とは、サービス利用者が、本サービス上で当金庫が提供する経営課題解決に資する各種情報（書類、動画等）を閲覧できるサービスです。

(2) お役立ち情報に係る内容は、随時追加・変更・削除する場合があります。

(3) 当金庫は、当金庫の判断において、1週間前までに予告することにより、すべてのサービス利用者に対し、第1項に規定するお役立ち情報の提供を終了することができます。

以 上